

## 都道府県中間年評価書 (集落協定等の自己評価関係)

都道府県名	愛媛県	担当部署	農林水産部農業振興局農地整備課
-------	-----	------	-----------------

### I 中山間地域等直接支払制度の実施状況（R3年度）

#### 1. 制度の実施状況の概要

	協定数		農用地面積		交付額	
ア 集落協定	783	協定	10,627	ha	151,329	万円
a 基礎単価の対象	345	協定	2,548	ha	27,688	万円
b 体制整備単価の対象	438	協定	8,080	ha	106,058	万円
c 加算措置						
(a) 棚田地域振興活動加算	2	協定	31	ha	311	万円
(b) 超急傾斜農地保全管理加算	174	協定	2,750	ha	16,479	万円
(c) 集落協定広域化加算	1	協定	7	ha	22	万円
(d) 集落機能強化加算	3	協定	375	ha	347	万円
(e) 生産性向上加算	7	協定	206	ha	424	万円
イ 個別協定		協定	0	ha	0	万円
a 基礎単価の対象		協定	0	ha	0	万円
b 利用権設定等単価(10割単価)の対象		協定	0	ha	0	万円
c 超急傾斜農地保全管理加算		協定	0	ha	0	万円
合計	783	協定	10,627	ha	151,329	万円

#### 【参考】

R3年耕地面積※	44,258	ha
----------	--------	----

※「耕地及び作付け面積統計」より転記

#### 2. 集落協定の概要

	協定参加者数		交付面積		交付金額	
1 協定当たり平均値	21	人	14	ha	193	万円

#### 【参考】

ア 協定参加者数	16,410	人
イ 交付金配分額	151,329	万円
a うち個人への配分	93,879	万円
b うち共同取組活動	57,450	万円

## Ⅱ 都道府県による評価結果

### 1. 評価項目に対する都道府県の評価

#### (1) 集落協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動	231	526	26	
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	228	553	2	
b 水路・農道等の管理	238	545		
c 多面的機能を増進する活動	233	550		
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み	56	321	50	11
b 集落戦略の話し合いに用いる地図の作成状況	147	162	122	7
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算		2		
b 急傾斜農地保全管理加算	69	103	2	
c 集落協定広域化加算	6			
d 集落機能強化加算	1	2		
e 生産性向上加算		6	1	
オ 全体評価	優 588 (75%)	良 150 (19%)	可 29 (4%)	不可 16 (2%)

#### 1の(1)について都道府県の総合的な所見【必須】

集落マスタープランに係る活動と農業生産活動等として取り組むべき事項については、全協定が協定に定められた活動を実施できている。一方で、3%の協定が取組に不安があるため、協定参加者以外も含めた地域全体による活動の推進や近隣集落等との連携強化など、市町の指導・助言により今後も着実な実施が見込まれる。

集落戦略の作成については、86%の協定は最終年までに作成が見込まれるが、14%の協定は作成に不安がある又は作成見込が立っていないため、話し合いの充実や作成に向けたスケジュール管理など、市町による必要な指導・助言を行い、同戦略への取組促進や作成に向けた支援を実施する。

加算措置については、3協定で市町による指導・助言が必要となっているが、全協定が目標達成にむけて着実に活動を行うことができおり、最終年までの達成が見込まれる。

(2) 個別協定

評価項目	評価結果 (協定数)			
	◎	○	△	×
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託				
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動				
b 水路・農道等の管理				
c 多面的機能を増進する活動				
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項				
エ 加算措置 (超急傾斜農地保全管理加算)				
オ 全体評価	優	良	可	不可

1の(2)について都道府県の総合的な所見【必須】

1について第三者機関の意見【必須】

市町による協定毎の全体評価では、「優」、「良」と評価された協定が94%であり、協定に定められた取組は概ね順調に実施されていると考える。一方、目標の達成度合いが低く、「可」、「不可」と評価された協定は6%となっており、最終年度までに目標を達成できるよう今後、市町等による重点的な指導・助言を実施する必要がある。

2. 評価が「△」・「×」の評価項目に対する指導・助言の状況

(1) 集落協定

評価項目	指導・助言の内容の内訳（内訳ごとの協定数）									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
ア 集落マスタープランに係る活動		4				22				
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項										
a 耕作放棄の防止等の活動	1	1		2		2				
b 水路・農道等の管理										
c 多面的機能を増進する活動										
ウ 集落戦略の作成										
a 集落戦略の作成状況・作成見込み	54	13		5	3					5
b 地図の作成状況	115	26		5						
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み										
a 棚田地域振興活動加算										
b 超急傾斜農地保全管理加算		2		2						
c 集落協定広域化加算										
d 集落機能強化加算										
e 生産性向上加算	1									

(2) 個別協定

評価項目	指導・助言の内容の内訳（内訳ごとの協定数）									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託										
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項										
a 耕作放棄の防止等の活動										
b 水路・農道等の管理										
c 多面的機能を増進する活動										
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項										
エ 加算措置（超急傾斜農地保全管理加算）										

### 3. 集落協定の話し合いの回数と集落戦略の作成

#### (1) 集落協定の話し合いの回数

		全協定数	話し合い回数（回数ごとの協定数）			
			0回	1回	2回	3回以上
集落協定の話し合いの状況	R 2年度	781	2 (0%)	95 (12%)	229 (29%)	455 (58%)
	うち集落戦略	424	27 (6%)	297 (70%)	62 (15%)	38 (9%)
	R 3年度	783	1 (0%)	100 (13%)	231 (30%)	451 (58%)
	うち集落戦略	438	16 (4%)	297 (68%)	80 (18%)	45 (10%)

#### 3の(1)について都道府県の所見【必須】

新型コロナウイルスの影響により長時間となる総会の開催が困難な状況であったものの、書面開催や役員会、戸別訪問などで対応している。また、集落戦略の話し合いについては、アンケート手法により意見を取りまとめる等の工夫をして実施している協定もあり、ほとんどの協定が年1回以上の話し合いができています。一方、R2年度は6%、R3年度は4%の協定が集落戦略の話し合いを行っていないため、市町担当者が代表者への聞き取りや話し合いの場へ参加するなど助言・サポートを行うことで最終年までの作成が見込まれる。

#### (2) 集落戦略作成の話し合いの参加者

話し合いの参加者	協定数	割合
① 協定参加者	394 協定	90 %
② 協定参加者以外の集落の住民	50 協定	11 %
③ 農業委員等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	47 協定	11 %
④ NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者	1 協定	0.2 %
⑤ 協定役員のみ	72 協定	16 %
⑥ 話し合いをしていない	15 協定	3 %

#### 3の(2)について都道府県の所見【必須】

90%の協定は協定参加者が集まって話し合いを行っている。また、一部の協定では、協定参加者以外の地域住民や関係組織の担当者を含めた話し合いを行っており、各々の問題意識を集落内で共有することができている。今後の集落の維持・発展につなげていくために、多くの協定で農業者以外を含めた話し合いを進め、課題解決につなげていく必要がある。

#### 3について第三者機関の意見【必須】

ほとんどの協定が集落協定の話し合いを1回以上実施しており、集落内での意識共有が図られている。一方で、話し合いを行っていない協定に対しては、複数回話し合いを実施している協定や協定参加者以外を含めた話し合いを行っている協定の事例を共有するなどして活発な話し合いの推進に努めてほしい。

#### 4. 市町村に要望する支援内容

##### (1) 集落協定

##### (2) 個別協定

市町村に要望する支援内容	協定数	割合	市町村に要望する支援内容	協定数	割合
① 協定書作成に係る支援	366	協定 47 %	① 協定書作成に係る支援	協定	%
② 集落戦略作成に係る支援	261	協定 33 %	② 目標達成に向けた支援	協定	%
③ 目標達成に向けた支援	222	協定 28 %	③ 集落協定の立ち上げに 向けた支援	協定	%
④ 協定の統合・広域化への 支援	69	協定 9 %	④ 協定対象面積の拡大に 向けた支援	協定	%
⑤ 事務負担軽減に向けた支 援	272	協定 35 %	⑤ 事務負担軽減に向けた 支援	協定	%
⑥ ①～⑤以外の支援	10	協定 1 %	⑥ ①～⑤以外の支援	協定	%
⑦ 特に支援を要望しない	245	協定 31 %	⑦ 特に支援を要望しない	協定	%

#### 4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

高齢化により書類作成などの事務作業は負担が大きいことから、協定書や集落戦略の作成、事務負担軽減に向けた支援を要望している協定が多い。これらの要望については、各市町において可能な範囲で対応をしているが、市町の体制を考慮するとこれ以上の支援は困難な状況であり、関係機関等による支援や事務の簡素化を行う必要がある。

#### 4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

多くの協定が、市町に対して協定書の作成や事務負担の軽減に向けた支援を要望している。高齢化により事務作業は負担が大きいため、関係機関等からの支援に加えて事務量のスリム化を図る必要がある。

### Ⅲ 次期対策（令和7年度～）等

#### 1. 継続の意向等

##### (1) 集落協定

次期対策（令和7年度～）での活動継続の意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		726	協定 93 %
の広 意域 向化	広域化の意向がある	82	協定 11 %
	広域化の意向はない	644	協定 89 %
廃止意向の協定数		57	協定 7 %
協定 廃止 の理 由	① 活動の中心となるリーダーの高齢化のため	36	協定 63 %
	② 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	46	協定 81 %
	③ 地域農業の担い手がないため	36	協定 63 %
	④ 農業収入が見込めないため	7	協定 12 %
	⑤ 鳥獣被害の増加	22	協定 39 %
	⑥ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	16	協定 28 %
	⑦ 圃場条件が悪いため	8	協定 14 %
	⑧ 事務手続きが負担なため	11	協定 19 %
	⑨ 交付金の遡及返還への不安なため	6	協定 11 %
	⑩ 統合の相手先となる協定が近隣にないため	4	協定 7 %
	⑪ 協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	2	協定 4 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理が可能のため	5	協定 9 %
	⑬ その他	1	協定 2 %

## (2) 個別協定

次期対策（令和7年度～）の継続意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		協定	%
廃止意向の協定数		協定	%
協定 廃止 の 理 由	① 高齢化による体力低下や病気のため	協定	%
	② 後継者がいないため	協定	%
	③ これ以上の規模拡大が困難なため	協定	%
	④ 集落協定に参加するため	協定	%
	⑤ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	協定	%
	⑥ 農業収入が見込めないため	協定	%
	⑦ 鳥獣被害が増加しているため	協定	%
	⑧ 圃場条件が悪いため	協定	%
	⑨ 事務手続きが負担なため	協定	%
	⑩ 交付金の遡及返還が不安なため	協定	%
	⑪ 近隣の協定が農地を引き受けてくれるため	協定	%
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理ができるため	協定	%
	⑬ その他	協定	%

### 集落協定の広域化等に対する推進方針

93%の協定が次期対策でも活動継続の意向を示しており、そのうち11%の協定が広域化の意向がある。広域化の意向がある協定は、役員の高齢化や構成員の減少などの課題があると思われるため、近隣集落や若手役員の多い集落等と話し合いを行い、統合を進めていく。

### 廃止意向の協定に対する働きかけの方針

7%の協定が次期対策で廃止意向を示している。その多くが、協定参加者の高齢化や担い手不足により活動の継続が困難な状況であるため、担い手育成や広域化を提案していくことで活動継続に向けた働きかけを行っていく。

### 1の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

広域化の推進については、実際に広域化を行った協定の取組事例を情報提供するなどして、広域化に関する理解促進に努めることが重要である。また、廃止意向の協定に対しては、高齢化や担い手不足などが廃止理由に挙げられているため、関係機関と連携して後継者確保や新規就農の促進に取り組む中で対策を講じていく必要がある。



## 2. 協定の役員

### (1) 集落協定

#### ① 代表者

年齢	～59歳	187人 (24%)	60～69歳	294人 (38%)	70～79歳	261人 (33%)	80歳～	41人 (5%)
代表者になってからの年数	～2年	116人 (15%)	3年～7年	285人 (36%)	8年～	382人 (49%)		
次期対策での代表者の継続の目途	ある	507 (70%)	協定	ない	219 (30%)	協定		

#### ② 事務担当者（会計）

年齢	～59歳	289人 (37%)	60～69歳	281人 (36%)	70～79歳	182人 (23%)	80歳～	31人 (4%)
担当者になってからの年数	～2年	107人 (14%)	3年～7年	308人 (39%)	8年～	368人 (47%)		
次期対策での担当者の継続の目途	ある	563 (78%)	協定	ない	163 (22%)	協定		

#### ③ 事務委託等の状況

事務委任の有無		現在				今後			
なし		779	協定	99	%	779	協定	99	%
あり		4	協定	1	%	4	協定	1	%
委任先	行政書士・公認会計士		協定	0	%	1	協定	25	%
	事務組合		協定	0	%		協定	0	%
	NPO		協定	0	%		協定	0	%
	集落法人		協定	0	%		協定	0	%
	J A		協定	0	%		協定	0	%
	土地改良区	1	協定	25	%	1	協定	25	%
	個人	3	協定	75	%	2	協定	50	%
	その他		協定	0	%		協定	0	%

## (2) 個別協定

### 交付対象者

交付対象者	個人	協定	法人	協定	任意組織	協定	その他	協定
年齢	～59歳	人	60～69歳	人	70～79歳	人	80歳～	人
後継者の有無	いる	協定	いない	協定				

### 2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

次期対策も継続意向の協定において、概ね70～80%の協定で役員を継続する目途があり、継続しない協定については協定内で話し合いが行われ、次期役員が決まっていると思われる。年齢別では、60歳以上の割合が高く、今後、役員確保が困難になるとと思われるため、広域化や事務委託等を推進していく必要がある。

### 2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

60歳以上の役員割合が約60～70%と高く、役員後継者の確保が難しくなるため、市町や関係機関と連携して担い手育成や支援者の発掘・マッチングなどの支援を行う必要がある。

**都道府県中間年評価書**  
(集落協定等へのアンケート関係)

都道府県名	愛媛県	担当部署	農林水産部農業振興局農地整備課
-------	-----	------	-----------------

**Ⅳ アンケート調査の対象協定（集落）等数**

	協定等数		アンケート実施 協定等数	
集落協定	783	協定	156	協定
個別協定		協定		協定
廃止協定		協定	21	協定
未実施集落		集落	2	集落
市町村		市町村	17	市町村

**V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価**

**1 集落協定の範囲等**

(1) 協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

	協定数		割合	
① 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1	17	協定	11	%
② 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2	3	協定	2	%
③ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-1	81	協定	52	%
④ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-2	31	協定	20	%
⑤ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1	19	協定	12	%
⑥ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2	5	協定	3	%

(2) 集落協定の話合いの持ち方

	協定数		割合	
① 中山間地域等直接支払制度のための話合いを開催	131	協定	84	%
② 地域の他の話合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話合いを開催	25	協定	16	%

**2 集落戦略**

(1) 集落戦略の作成に当たっての工夫

	協定数		割合	
① アンケートや戸別訪問等により、話合いの方法を工夫した	15	協定	10	%
② 話合いをリードする者を活用して進めた	34	協定	22	%
③ 市町村や関係機関の協力を得て進めた	34	協定	22	%
④ 協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	33	協定	21	%
⑤ 担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	7	協定	4	%
⑥ 集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話合いの単位を小さくして作成した	3	協定	2	%
⑦ その他	2	協定	1	%
⑧ 特になし	6	協定	4	%
⑨ まだ作成していない	7	協定	4	%

(2) 集落戦略の作成の効果

	協定数	割合
①集落営農を組織化・法人化した又はその計画がある	0 協定	0 %
②認定農業者や新規就農者を確保した又は確保する計画がある	16 協定	10 %
③集落でまとまって農地中間管理機構に農用地を貸し付けた又はその手続きを進めている	1 協定	1 %
④一部の農用地を農地中間管理機構に貸し付けた又はその手続きを進めている	3 協定	2 %
⑤担い手に農用地を貸し付けた又はその計画がある（農地中間管理機構を使わないケース）	18 協定	12 %
⑥基盤整備等により耕作条件を改善した又はその計画がある	8 協定	5 %
⑦スマート農業等の省力化技術を導入した又はその計画がある	2 協定	1 %
⑧耕作条件が劣る農地の粗放的管理や林地化を実施又はその計画がある	2 協定	1 %
⑨鳥獣害対策を実施した又はその計画がある	44 協定	28 %
⑩所得確保のため高収益農産物の生産や加工等を始めた又はその計画がある	13 協定	8 %
⑪他の協定等との統合・連携をした又はその計画がある	3 協定	2 %
⑫高齢者等への声掛けや見守り等の生活支援活動を開始した又はその計画がある	8 協定	5 %
⑬特に何もしていない	23 協定	15 %
⑭その他	2 協定	1 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

新型コロナウイルスの影響により協定参加者全員が集まって話し合いをすることが難しい中で、市町や関係機関の協力を得ながらアンケートや戸別訪問等により話し合いを進めている状況である。また、集落戦略を作成することにより、新規就農者の確保や担い手への農地集積、鳥獣害対策の実施につながっており、一定の効果が見られる。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

集落戦略の作成による効果として鳥獣害対策への効果が最も多く挙げられている。鳥獣被害の増加により廃止意向を示している協定もあるため、集落戦略の作成効果を周知し、協定の継続につなげてほしい。

※ アンケート対象の集落協定数が5未満の都道府県は、「V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

3 加算措置に取り組む際に中心となった者

	協定数				
	広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算
①協定代表者	2 (1%)	(0%)	2 (1%)	(0%)	30 (19%)
②協定代表者以外の協定参加者	(0%)	2 (1%)	2 (1%)	(0%)	10 (6%)
③統合された集落協定又は集落の側から	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	1 (1%)
④市町村等の行政からの働きかけ	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	6 (4%)
⑤その他	(0%)	(0%)	1 (1%)	(0%)	(0%)

4 第5期対策における本制度の効果について

(1) 本制度に取り組まなかった場合に協定対象農地が荒廃農用地になっていた割合

	協定数	割合
①協定対象農用地の1割未満	38 協定	24 %
②協定対象農用地の1～3割	67 協定	43 %
③協定対象農用地の3～5割	18 協定	12 %
④協定対象農用地の5割以上	12 協定	8 %
⑤荒廃化していない	21 協定	13 %

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数		割合	
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	103	協定	66	%
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	31	協定	20	%
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	22	協定	14	%

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数		割合	
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	6	協定	4	%
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	14	協定	9	%
③以前と変わらない	11	協定	7	%
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った	0	協定	0	%
⑤その他	0	協定	0	%

(3) 本制度や加算に取り組んだことによる効果

	協定数					
	ア 制度による全体の効果	イ 加算に取り組んだことによる効果				
		広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算
①荒廃農地の発生防止	121 (78%)	1 (1%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	20 (13%)
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	133 (85%)	1 (1%)	0 (0%)	2 (1%)	0 (0%)	26 (17%)
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	23 (15%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	1 (1%)
④農業（農外）収入が増加した	17 (11%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	6 (4%)
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	4 (3%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)
⑥担い手への農地の集積・集約が進んだ	19 (12%)	0 (0%)	1 (1%)	1 (1%)	0 (0%)	5 (3%)
⑦鳥獣被害が減少した	54 (35%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	9 (6%)
⑧荒廃農地を再生した	11 (7%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (2%)
⑨都市住民等との交流が増加した	3 (2%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)
⑩定住者等を確保した	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	2 (1%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	54 (35%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	5 (3%)
⑬その他	3 (2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑭特に効果は感じられない	10 (6%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (3%)

4の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

87%の協定が本制度に取り組まなかった場合、協定対象農用地が荒廃農用地になっていたとしている。一方、本制度に取り組んでいない隣接集落では、耕作されていない農地や荒廃した農地が目立ってきている。本制度の実施により荒廃農地の発生防止や地域の環境保全、集落機能の維持等の効果が見られるため、引き続き本制度や加算への取組を推進していくこととする。

4の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

各協定が本制度に取り組まなかった場合の荒廃農用地率を把握しており、多面的機能の増進や集落機能の維持に効果があると認識していることから、中山間地域の振興に不可欠な制度であると評価できる。

## 5 集落協定が実施している各種の活動

### (1) 集落協定が実施している活動

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①協定対象農用地以外の農用地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	82 (53%)	80 (51%)
②協定対象農用地に隣接しない農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	56 (36%)	52 (33%)
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	46 (29%)	45 (29%)
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	2 (1%)	3 (2%)
⑤農作業の共同化	16 (10%)	18 (12%)
⑥農業機械の共同利用	23 (15%)	23 (15%)
⑦鳥獣害対策	85 (54%)	80 (51%)
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	18 (12%)	19 (12%)
⑨都市住民との交流活動	6 (4%)	6 (4%)
⑩農産物の販売・加工	17 (11%)	17 (11%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	5 (3%)	6 (4%)
⑫生き物観察や生物保全活動	0 (0%)	1 (1%)
⑬その他	2 (1%)	1 (1%)
⑭協定対象農用地の保全活動、農道・水路等の維持・管理活動以外の活動はしていない	21 (13%)	23 (15%)

### (2) (1)の活動に当たっての連携組織

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①市町村、都道府県	63 (40%)	67 (43%)
②自治会、町内会	49 (31%)	49 (31%)
③子ども会、婦人会、青年会、老人会、地域の団体	14 (9%)	14 (9%)
④地域運営組織	11 (7%)	12 (8%)
⑤社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人	1 (1%)	1 (1%)
⑥保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校	4 (3%)	4 (3%)
⑦大学	0 (0%)	0 (0%)
⑧他の集落協定、集落営農組織、多面的機能支払交付金の活動組織、土地改良区、JA	32 (21%)	33 (21%)
⑨民間企業	4 (3%)	5 (3%)
⑩地域おこし協力隊	3 (2%)	4 (3%)
⑪その他	3 (2%)	3 (2%)
⑫連携している組織はない	54 (35%)	51 (33%)

#### 5の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

約50%の協定が協定対象農用地以外の農用地の保全活動や鳥獣害対策を実施しており、今後も継続して実施する協定が多い。また、活動に当たっては概ね30～40%協定が市町や県、自治会などと連携して実施しているが、35%の協定は他の組織と連携していないため、地域内外の他組織や外部人材等と連携した活動を啓発していくこととする。

#### 5の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

協定活動の目標達成には他組織との連携が有効であるため啓発を行うことは重要である。しかし、35%の連携していない協定に対しては「啓発」だけでは実践に移すことは難しいため、ノウハウを持ったコーディネーターできる人材を紹介するなど具体的な支援が必要である。

## V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価

### 1 第5期対策における本制度の効果

#### (1) 本制度に取り組まなかった場合に協定対象農用地が荒廃農地になっていた割合

	協定数	割合
①協定対象農用地の1割未満	協定	%
②協定対象農用地の1～3割	協定	%
③協定対象農用地の3～5割	協定	%
④協定対象農用地の5割以上	協定	%
⑤荒廃化していない	協定	%

#### (2) 隣接する集落の状況

##### ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数	割合
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	協定	%
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	協定	%
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	協定	%

##### イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数	割合
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	協定	%
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	協定	%
③以前と変わらない	協定	%
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った	協定	%
⑤その他	協定	%

#### (3) 本制度に取り組んだことによる効果

	協定数	割合
①荒廃農地の発生防止	協定	%
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	協定	%
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	協定	%
④農業（農外）収入が増加した	協定	%
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	協定	%
⑥担い手への農地の集積・集約化が進んだ	協定	%
⑦鳥獣被害が減少した	協定	%
⑧荒廃農地を再生した	協定	%
⑨都市住民等との交流が増加した	協定	%
⑩定住者等を確保した	協定	%
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	協定	%
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	協定	%
⑬その他	協定	%
⑭特に効果は感じられない	協定	%

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

※ アンケート対象の個別協定数が5未満の都道府県は、「V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 今後の経営意向

(1) 経営規模の拡大意向

	協定数	割合
①規模拡大の意向がある	協定	%
②現状維持	協定	%
③規模拡大より農地を集約したい	協定	%
④規模を縮小したい（農業経営をやめる意向を含む）	協定	%

(2) 規模拡大に当たっての農用地の条件

	協定数	割合
①農地面積や圃場条件にはこだわらない	協定	%
②基盤整備済みの圃場であること	協定	%
③農業用水（灌水施設を含む）が利用できること	協定	%
④鳥獣害防止柵等の対策が講じられていること	協定	%
⑤農道の整備やほ場に大型機械が入ること	協定	%
⑥日当たりや水はけの良い圃場であること	協定	%
⑦環境保全型農業に適した圃場であること	協定	%
⑧ほ場が面的にまとまっていること	協定	%
⑨賃料が安いこと	協定	%
⑩その他	協定	%

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】



## V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価

### 1 第4期末まで協定対象農用地として維持・管理してきた農用地の現在の状況

	元協定数	割合
① 荒廃した農用地がある	15 協定	71 %
② 作付けしない農用地がある	9 協定	43 %
③ 転用された農用地がある	1 協定	5 %
④ 林地化（植林）された農用地がある	2 協定	10 %
⑤ 景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある	0 協定	0 %
⑥ 担い手から所有者に返還された農用地がある	2 協定	10 %
⑦ 担い手に貸し付けされた農用地がある	1 協定	5 %
⑧ 鳥獣被害が発生している	14 協定	67 %
⑨ 災害による被害を受けた農用地がある	2 協定	10 %
⑩ 基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）	0 協定	0 %
⑪ 以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	3 協定	14 %
⑫ その他	0 協定	0 %

#### 1 について都道府県の所見【必須】

14%の協定が令和2年4月以降から特に変わらないとしているが、約70%の協定は協定廃止後に荒廃した農用地や鳥獣被害が発生しているとしており、本制度が農用地の維持・管理や農地保全等に寄与していたことがうかがえる。

#### 1 について第三者機関の意見【必須】

本制度に取り組んでいた当時から農用地の状況は特に変わらないとしている協定もあるが、多くの協定で荒廃農用地や鳥獣被害が発生している状況であり、中山間地域の多面的機能や集落機能の低下が危惧される。

※ アンケート対象の廃止協定数が5未満の都道府県は、「V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

### 2 集落の共同活動

#### (1) 現在の集落での共同活動

	元協定数	割合
① 農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	7 協定	33 %
② 農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	15 協定	71 %
③ 鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	3 協定	14 %
④ 維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	1 協定	5 %
⑤ 農作業の共同化	1 協定	5 %
⑥ 農業機械の共同利用	1 協定	5 %
⑦ 鳥獣害対策	7 協定	33 %
⑧ 放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	0 協定	0 %
⑨ 都市住民との交流活動	0 協定	0 %
⑩ 農産物の販売・加工	0 協定	0 %
⑪ 地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	0 協定	0 %
⑫ 生き物観察や生物保全活動	0 協定	0 %
⑬ その他	0 協定	0 %
⑭ 集落で共同活動は実施していない	1 協定	5 %

#### (2) 現在の共同活動の参加者の数

	元協定数	割合
① 集落協定の活動していた当時より減った	15 協定	71 %
② 集落協定の活動していた当時より増えた	0 協定	0 %
③ 集落協定の活動していた当時と変わらない	6 協定	29 %

#### 2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

71%の協定で集落協定の活動をしていた当時より参加者が減少している。しかし、ほとんどの協定が協定廃止後においても、農道・水路の維持管理や農地の保全活動、鳥獣害対策を継続して実施しており、中山間地域の多面的機能の維持が図られていることがうかがえる。

#### 2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

現状では、協定廃止後においても共同活動が実施されており、多面的機能の維持が図られているが、活動参加者が減少している協定が多く、今後高齢化により活動の維持が困難になるため、活動継続に向けた支援が必要である。

### 3 5年後（令和10年度）の集落の状況

#### (1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	6 協定	29 %
②いない	15 協定	71 %

#### (2) 地域の農業の「担い手」の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	9 協定	43 %
②いない	12 協定	57 %

#### (3) 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	元協定数	割合
①集落の農用地の1割未満が荒廃する	5 協定	24 %
②集落の農用地の1～3割が荒廃する	9 協定	43 %
③集落の農用地の3～5割が荒廃する	2 協定	10 %
④集落の農用地の5割以上が荒廃する	3 協定	14 %
⑤荒廃化しない	2 協定	10 %

#### 3の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

5年後の集落の状況として、71%の協定で集落のまとめ役となる者がおらず、57%の協定で、地域農業の担い手がいなくなるとしている。また、5年後には集落の農用地の1～3割が荒廃するとした元協定が43%と最も多く、荒廃農用地の増加が危惧される。農用地や集落機能を維持していくためにもリーダーの育成や担い手の確保が必要である。

#### 3の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

集落のまとめ役が健在であり、話し合いを維持できる間に地域外からの人材確保支援に向けた体制づくりを行っておく必要がある。また、集落の多面的機能は維持できているものの、集落機能が低下しているため、対策を講じる必要がある。

### 4 集落協定の範囲等

#### (1) 元協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

	協定数	割合
①1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1	0 協定	0 %
②1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2	1 協定	5 %
③1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-1	11 協定	52 %
④1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-2	7 協定	33 %
⑤1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1	1 協定	5 %
⑥1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2	1 協定	5 %

#### (2) 集落協定の話し合いの持ち方

	協定数	割合
①中山間地域等直接支払制度のための話し合いを開催	12 協定	57 %
②地域の他の話し合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話し合いを開催	9 協定	43 %

### 5 近隣の集落協定から誘いがあった場合の対応

	元協定数	割合
①元協定参加農家の中には、参加する農家もいると思われる	4 協定	19 %
②活動に参加する農家はない	15 協定	71 %
③近隣集落に協定がない	2 協定	10 %

#### 5について都道府県の所見【必須】

71%の協定は、近隣の協定から誘いがあっても参加する農家はいないとしているが、19%の協定は、誘いがあれば参加する農家もいるとしている。参加意向の農家がいる集落が近隣の協定と一緒に活動できるよう広域化の周知・推進を行う。

#### 5について第三者機関の意見【必須】

中山間地域での農業生産活動等が維持されるよう参加意向の農家がいる集落がある場合は、近隣の協定との広域化など地域の実情に応じた支援が望まれる。

## V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価

### 1 現在の集落の状況

#### (1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の有無

	集落数	割合
①いる	2 集落	100 %
②いない	0 集落	0 %

#### (2) 地域の農業の「担い手」の有無

	集落数	割合
①いる	1 集落	50 %
②いない	1 集落	50 %

#### (3) 現在の集落での共同活動

	集落数	割合
①農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	1 集落	50 %
②農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	1 集落	50 %
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	0 集落	0 %
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	0 集落	0 %
⑤農作業の共同化	1 集落	50 %
⑥農業機械の共同利用	1 集落	50 %
⑦鳥獣害対策	1 集落	50 %
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	0 集落	0 %
⑨都市住民との交流活動	0 集落	0 %
⑩農産物の販売・加工	1 集落	50 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	0 集落	0 %
⑫生き物観察や生物保全活動	0 集落	0 %
⑬その他	1 集落	50 %
⑭集落で共同活動は実施していない	0 集落	0 %

#### 1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

#### 1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

※ アンケート対象の未実施協定数が5未満の都道府県は、「V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

### 2 農用地の状況

#### (1) 農用地の耕作者

	集落数	割合
①地域の担い手が主に耕作	0 集落	0 %
②地域の担い手と各農家がそれぞれ耕作	1 集落	50 %
③各農家がそれぞれ耕作	1 集落	50 %
④ほとんどの農地が荒廃化し、誰も耕作していない	0 集落	0 %

(2) 集落の農用地の状況

ア 最近5年間の集落の農用地の状況の変化

	集落数	割合
① 荒廃した農用地がある	1 集落	50 %
② 作付けしない農用地がある	1 集落	50 %
③ 転用された農用地がある	0 集落	0 %
④ 林地化（植林）された農用地がある	1 集落	50 %
⑤ 景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある	0 集落	0 %
⑥ 担い手から所有者に返還された農用地がある	0 集落	0 %
⑦ 担い手に貸し付けされた農用地がある	1 集落	50 %
⑧ 鳥獣被害が発生している	2 集落	100 %
⑨ 災害による被害を受けた農用地がある	0 集落	0 %
⑩ 基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）	0 集落	0 %
⑪ 以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	0 集落	0 %
⑫ その他	0 集落	0 %

イ 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	集落数	割合
① 集落の農用地の1割未満が荒廃する	0 集落	0 %
② 集落の農用地の1～3割が荒廃する	1 集落	50 %
③ 集落の農用地の3～5割が荒廃する	1 集落	50 %
④ 集落の農用地の5割以上が荒廃する	0 集落	0 %
⑤ 荒廃化しない	0 集落	0 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

3 中山間地域等直接支払制度の認知度

(1) 中山間地域等直接支払制度を知っているか

	集落数	割合
① 聞いたこともあり、少しは制度の内容を知っている	2 集落	100 %
② 制度があることは知っているが、内容は知らない	0 集落	0 %
③ 知らない	0 集落	0 %

(2) 中山間地域等直接支払制度が集落の話合いで出たことがあるか

	集落数	割合
① 集落で中山間地域等直接支払制度の話が出たことがある	1 集落	50 %
② 出たことはない	1 集落	50 %

(3) 中山間地域等直接支払制度に取り組まなかった理由

	集落数	割合
①集落内の合意が取れなかったため	0 集落	0 %
②交付金の返還等の要件が厳しかったため	0 集落	0 %
③事務手続きが負担となるため	0 集落	0 %
④制度の対象となる農用地の要件を満たさなかったため	1 集落	50 %
⑤取り組むに当たって、中心となるリーダーがいなかったため	0 集落	0 %
⑥農家が高齢化しており、5年間続ける自信がなかったため	1 集落	50 %
⑦地域農業の中心となる者がいなかったため	0 集落	0 %
⑧農業収入が見込めなかったため	0 集落	0 %
⑨鳥獣被害が増加していたため	0 集落	0 %
⑩近隣の集落も取り組んでいなかったため	0 集落	0 %
⑪ほ場条件が悪いため	0 集落	0 %
⑫中山間地域等直接支払制度がなくても農用地の維持・管理が可能であるため	0 集落	0 %
⑬その他	0 集落	0 %

(4) 中山間地域等直接支払制度に取り組む意向の有無

	集落数	割合
①ある	0 集落	0 %
②ない	2 集落	100 %

3の(1)から(4)について都道府県の所見【必須】

3の(1)から(4)について第三者機関の意見【必須】

## V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価

### 1 第5期対策の中山間等直接支払制度の効果

#### (1) 荒廃農地の発生・防止への貢献の程度

	市町村数	割合
①かなり貢献した	5 市町村	29 %
②一定程度貢献した	11 市町村	65 %
③やや貢献した	1 市町村	6 %
④貢献していない	0 市町村	0 %

#### (2) 本制度の効果

	協定数	割合
①荒廃農地の発生防止	17 市町村	100 %
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	17 市町村	100 %
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	2 市町村	12 %
④農業（農外）収入が増加した	2 市町村	12 %
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	0 市町村	0 %
⑥担い手への農地の集積・集約化が進んだ	2 市町村	12 %
⑦鳥獣被害が減少した	6 市町村	35 %
⑧荒廃農地を再生した	5 市町村	29 %
⑨都市住民等との交流が増加した	2 市町村	12 %
⑩定住者等を確保した	0 市町村	0 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始した	1 市町村	6 %
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	8 市町村	47 %
⑬その他	0 市町村	0 %
⑭特に効果は感じられない	0 市町村	0 %

#### (3) 本制度の必要性

	協定数	割合
①現行制度を維持し、制度を継続する必要がある	6 市町村	35 %
②制度の見直しを行い、継続する必要がある	11 市町村	65 %
③制度を廃止しても構わない	0 市町村	0 %

#### 1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

本制度については、65%の市町村が制度の見直しを求めているものの、全市町村が、荒廃農地の発生防止や地域環境の保全、集落機能維持等への効果を認識しており、今後も継続が求められている。

#### 1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

各市町村が農業のみならず、集落機能の維持にも効果があるとしており、有効な制度であると評価できる。一方で、多くの市町村が高齢化等で維持できない現状と制度の見直しを提示しており、各市町村の要望に対する今後の対応を検討する必要がある。

※ アンケート対象の市町村数が5未満の都道府県は、「V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

### 2 本制度の改善点等

#### (1) 本制度の改善点

	協定数	割合
①対象地域の要件緩和	3 市町村	18 %
②傾斜区分の要件緩和	7 市町村	41 %
③一団の農用地（1ha以上）の要件緩和	3 市町村	18 %
④協定活動期間（5年間）の緩和	12 市町村	71 %
⑤必須活動の内容の緩和	6 市町村	35 %
⑥集落戦略の内容の簡素化	10 市町村	59 %
⑦集落マスタープランの活動方策の内容の見直し	3 市町村	18 %
⑧交付単価の増額	4 市町村	24 %
⑨加算の充実	2 市町村	12 %
⑩交付金返還規定の緩和	9 市町村	53 %
⑪協定書様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減	14 市町村	82 %
⑫その他	2 市町村	12 %

(2) 集落や農用地を維持するための支援や対策

	協定数	割合
①農業の担い手を確保するための支援	15 市町村	88 %
②担い手への農地の集積・集約化のための支援	5 市町村	29 %
③地域外からの定住者等を確保するための支援	5 市町村	29 %
④集落協定の広域化や統合に対する支援	5 市町村	29 %
⑤鳥獣害対策に対する支援	13 市町村	76 %
⑥高収益作物の生産やブランド化、農産物加工に対する支援	1 市町村	6 %
⑦機械の共同利用や農作業の効率化に対する支援	4 市町村	24 %
⑧地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）に対する支援	0 市町村	0 %
⑨地域の各種団体と連携・協力し、地域の農用地を守る仕組みを構築する取組への支援	3 市町村	18 %
⑩都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報を発信するための支援	0 市町村	0 %
⑪地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援	2 市町村	12 %
⑫農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備に対する支援	6 市町村	35 %
⑬傾斜地において、安全に農作業できる農業用機械の購入に対する支援	6 市町村	35 %
⑭その他	0 市町村	0 %
⑮特になし	0 市町村	0 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

本制度の改善点として、大部分の市町村が、協定書様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減や協定活動期間の緩和を要望している。また、集落・農用地を維持するためには、農業の担い手の確保や鳥獣害対策に対する支援が有効であると考えており、これらの支援体制を強化していく必要がある。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

第5期対策で遡及返還の対象農用地が見直され、農業者がより本制度に取り組みやすくなっていることから、今後も十分に周知するとともに、地域の実情に応じた制度の見直しが求められる。

3 今後の農地利用や集落機能等

(1) 次期対策

ア 次期対策における協定数

	協定数	割合
①おおむね現状維持が見込まれる	2 市町村	12 %
②若干の減少が見込まれる	12 市町村	71 %
③かなりの減少が見込まれる	3 市町村	18 %
④ほぼすべての協定の廃止が見込まれる	0 市町村	0 %
⑤協定の統合・広域化が進むことが見込まれる	0 市町村	0 %
⑥新規の協定や活動再開の協定により、協定数の増加が見込まれる	0 市町村	0 %

イ 協定数の減少要因

	協定数	割合
①活動の中心となるリーダーの高齢化のため	3 市町村	18 %
②協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	3 市町村	18 %
③地域農業の中心となる者がいないため	2 市町村	12 %
④農業収入が見込めないため	1 市町村	6 %
⑤鳥獣被害増加のため	2 市町村	12 %
⑥事務手続きが負担なため	2 市町村	12 %
⑦交付金の遡及返還が不安なため	2 市町村	12 %
⑧統合の相手先となる協定が近隣にないため	1 市町村	6 %
⑨協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	0 市町村	0 %
⑩その他	0 市町村	0 %

## ウ 集落協定の統合・広域化の推進方針

	協定数	割合
①小規模集落協定に対して周辺の集落協定への統合を推進する	4 市町村	24 %
②高齢化が進んでいる集落協定に対して周辺集落協定への統合を推進する	4 市町村	24 %
③集落協定の規模等に関わらず統合を推進する	1 市町村	6 %
④集落協定に対して周辺の未実施集落の取り込みを推進する	0 市町村	0 %
⑤未実施集落に対する協定締結を推進する	0 市町村	0 %
⑥担い手に対して個別協定に取り組むことを推進する	0 市町村	0 %
⑦相談があれば対応するが、特段の推進は考えていない	11 市町村	65 %
⑧その他	0 市町村	0 %

### (1) のアからウについて都道府県の所見【必須】

次期対策における協定数が概ね現状維持とした市町の割合は12%であり、約90%の市町は次期対策で協定数の減少が見込まれるとしている。減少の要因としては、集落のリーダーや協定参加者の高齢化によるものが大きい。高齢化が進んでいる集落協定等に対して周辺の集落協定への統合を推進するとした市町は24%であり、65%の市町は、相談があれば対応するが特段の推進は考えていないとしている。次期対策においても継続した取組を行うためには統合・広域化の推進が必要であり、市町と地域の状況を共有しながら進めていくこととする。

### (1) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

多くの市町が協定参加者の高齢化やリーダーの不在、担い手不足といった課題を抱えていることから事務手続きや鳥獣害対策等の実施は負担が大きいため、多様な人材の確保・育成など市町や関係機関からのサポートが必要である。

## (2) 5年後（令和10年）の農用地の利用、集落機能等

### ア 農用地の荒廃状況

	協定数	割合
①かなり荒廃が進む	3 市町村	18 %
②やや荒廃が進む	14 市町村	82 %
③荒廃しない	0 市町村	0 %
④荒廃農地の解消が進む	0 市町村	0 %

### イ 集落の寄り合いの回数

	協定数	割合
①今よりも増加する	0 市町村	0 %
②今と変わらない	8 市町村	47 %
③今よりも減少する	9 市町村	53 %

### ウ 集落の各種行事の回数

	協定数	割合
①今よりも増加する	0 市町村	0 %
②今と変わらない	5 市町村	29 %
③今よりも減少する	12 市町村	71 %

### (2) のアからウについて都道府県の所見【必須】

全市町が5年後には農用地の荒廃化が進むとしており、集落の寄り合いや各種行事の回数についても今よりも減少すると見込んでいる。今後も農用地の利用や集落機能を維持していくために、関係機関と連携して本制度への取り組みを推進していく。

### (2) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

本制度への取り組みにより、多くの集落で農業生産活動の継続はもとより、多面的機能の増進や集落機能の再生・地域活性化につながっているため、今後も中山間地域の維持・発展を図るためにも本制度への取組推進は必要である。



#### 4 集落戦略

##### (1) 集落戦略作成の推進に当たっての苦勞

	協定数	割合
①話し合う場を設けることが困難であった	8 市町村	47 %
②協定参加者以外の参集に苦勞した	0 市町村	0 %
③話し合いをリードする者の確保など、話し合いを進めることに苦勞した	4 市町村	24 %
④担い手が耕作する農地を明確化することに苦勞した	2 市町村	12 %
⑤草刈り等の管理のみを行う農地（粗放的利用する農地）を明確化することに苦勞した	1 市町村	6 %
⑥地域の農業を担う担い手の目途が立たない	6 市町村	35 %
⑦地域の寄り合いや行事を主導するリーダーの目途が立たない	1 市町村	6 %
⑧高齢化が進み、10年後の農用地の将来像を考えると自体が難しかった	12 市町村	71 %
⑨協定を広域化したため、どの範囲でどうやって集落戦略を作成するかなどの調整に苦勞した	2 市町村	12 %
⑩その他	0 市町村	0 %
⑪特になし	0 市町村	0 %

##### (2) 集落戦略作成の推進に当たっての工夫

	協定数	割合
①アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫した	3 市町村	18 %
②話し合いをリードする者を活用して進めた	7 市町村	41 %
③関係機関の協力を得て進めた	3 市町村	18 %
④協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	8 市町村	47 %
⑤担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	0 市町村	0 %
⑥集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話合いの単位を小さくして作成した	0 市町村	0 %
⑦その他	0 市町村	0 %
⑧特になし	1 市町村	6 %

##### 4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

集落戦略作成の推進に当たっては、高齢化が進み、10年後の農用地の将来像を考えると自体が難しく苦勞した市町が71%であった。また、推進に当たっての工夫として、協定参加者が今後も健在であることを前提として作成を進めているが最も多かったが、アンケートや戸別訪問、話し合いをリードする者を活用するなど各市町で工夫をして推進している。体制整備単価の全協定が最終年度までに集落戦略を作成できるように各市町の推進方法等を共有しながら支援を行っていく必要がある。

##### 4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

集落戦略の作成に当たっては、市町と集落との関係づくりが重要であり、農業者のみならず農業者も含め、集落全体で支え合う体制づくりと支援が必要である。

#### 5 農村RMOの推進の意向

	協定数	割合
①現在も推進しており、今後も推進する予定	1 市町村	6 %
②現在は推進していないが、今後は推進する予定	2 市町村	12 %
③現在は推進しているが、今後は推進しない予定	0 市町村	0 %
④現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定	14 市町村	82 %
⑤その他	0 市町村	0 %

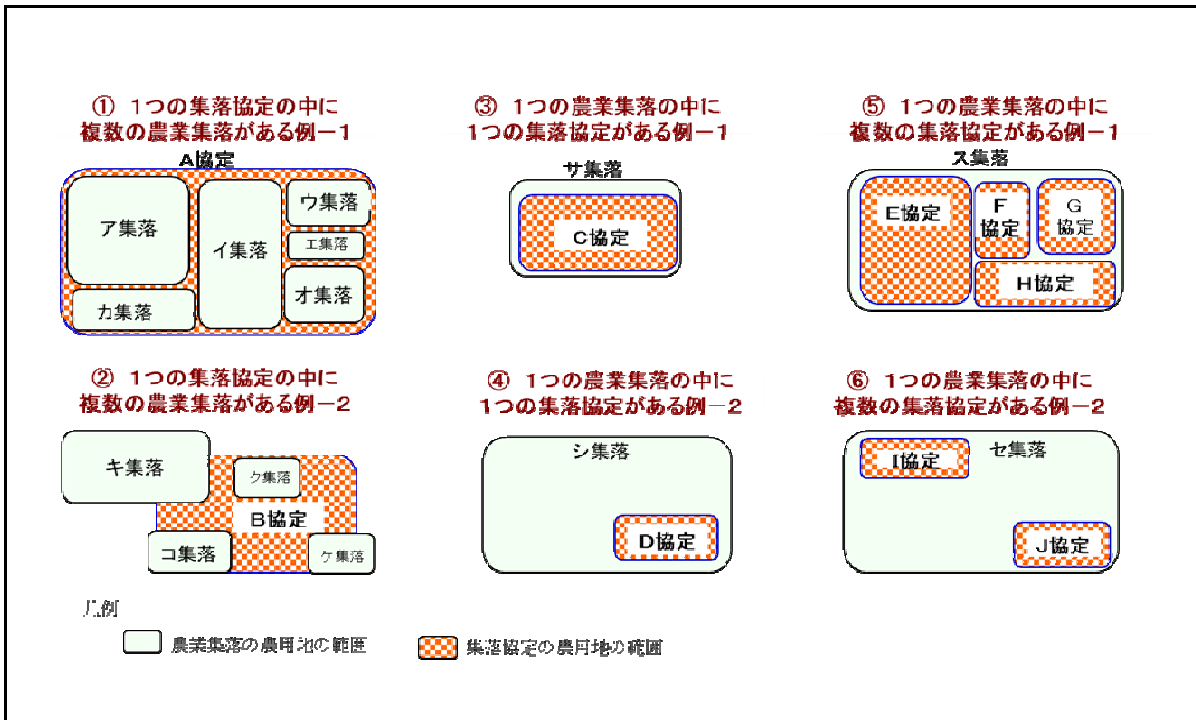
##### 5について都道府県の所見【必須】

現在農村RMOを推進しているのは1市町のみとなっており、12%の市町が今後推進する予定となっているが、82%の市町が、今後も特に推進予定はないとしている。今後、人口減少や高齢化により農用地の維持・管理や農業生産活動の継続が困難になる集落が増加していくことから、複数集落で地域を支え合う取組として農村RMOの情報収集に努めるとともに、各市町への啓発を行うこととする。

##### 5について第三者機関の意見【必須】

県内の多くの中山間地域では過疎化や高齢化が一層進行しており、今後、1つの集落だけで維持していくのは困難になってくるため、農村RMOのような複数集落での取り組みが必要である。

協定対象農用地の範囲と農業集落の農用地の範囲



## 都道府県の推進体制に関する自己評価票

都道府県名	愛媛県	担当部署	農林水産部農業振興局農地整備課
<b>1 市町村及び都道府県出先機関に対して行った本制度の推進内容</b>			
(1) 協定の統合・広域化等に対する支援<全都道府県(令和2年度及び3年度状況)>			
①協定の統合・広域化を目指す協定の掘り起こし			
②近隣協定への統合等を希望する協定や集落の掘り起こし			
③統合・広域化に向けた話し合いに出席			
④協定や集落との意見調整			
⑤関係機関等に対して話し合いへの出席を依頼			
⑥目標達成に向けた技術的助言			○
⑦事例紹介			○
⑧協定役員等を参集した説明会の開催			○
⑨市町村独自のマニュアル等の作成・配布			
⑩その他	(その他の内容)		
⑪特に何もしていない			
(2) 廃止協定、未実施集落に対する支援<全都道府県(令和2年度及び3年度状況)>			
①集落の代表者や役員に対して活動を働きかけ			
②集落の話し合い等に出席し活動を働きかけ			
③近隣協定への参加を働きかけ			
④チラシ等を配布			○
⑤制度の説明会への出席を依頼			
⑥その他	(その他の内容)		
⑦特に何もしていない			
(3) 集落戦略作成に対する支援<全都道府県(令和2年度及び3年度状況)>			
①集落戦略の話し合いに出席			
②集落戦略の話し合いをリードする専門家等を紹介			
③関係機関等に対して話し合いへの出席を依頼			
④協定に対する技術的助言			○
⑤事例紹介			○
⑥協定役員等を参集した説明会の開催			○
⑦市町村独自のマニュアル等の作成・配布			
⑧その他	(その他の内容)		
⑨特に何もしていない			

## 2 関係機関との連携状況

中山間地域等直接支払制度の推進、活動目標達成に向けた支援等に当たって、関係機関・団体等との連携状況＜全都道府県（令和4年度8月現在の状況）＞  
（該当するものに「○」、特に連携を密にしている関係機関に「◎」）

①都道府県の農業担当以外の部局	
②都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）	○
③農協中央会	
④農地中間管理機構	
⑤県土連	○
⑥都道府県農業再生協議会	
⑦都道府県担い手育成総合支援協議会	
⑧都道府県農業法人協会	
⑨まちづくり関係の組織・団体	
⑩福祉関係の組織・団体	
⑪その他	（その他の内容）
⑫特になし	

## 3 本制度の推進に対する自己評価（令和4年8月までの支援状況を評価）

（1）市町村及び都道府県出先機関に対する本制度の推進についての自己評価＜全都道府県＞	○
（2）関係機関との連携についての自己評価＜全都道府県＞	△
◎：十分な推進や支援を行っている ○：一定程度の推進や支援を行っている △：推進や支援を十分していない ×：推進や支援をしていない	